

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁

各 出 先 機 関

各教育機関（県立学校を除く。）

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(健康管理医)	(健康管理医)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 健康管理医は、別表第1の左側に掲げる本庁又は出先機関等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある医師をもって充てる。	2 健康管理医は、別表第1の左側に掲げる本庁又は出先機関等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある医師又はその他法第13条第2項に規定する産業医の要件を備えた医師をもって充てる。
3～6 [略]	3～6 [略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。